

宇電懇ニュース

第64号

1984年4月28日

宇宙電波懇談会事務局 発行

(野辺山太陽電波観測所内)

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 内
容 | 1. 宇電懇総会開催のお知らせ |
| | 2. 宇電懇運営委員会委員の選挙について |
| | 3. 宇電懇運営委員会(12月9日)報告 |
| | 4. 宇宙電波観測所共同利用委員会台外委員の推薦およびその結果について |
| | 5. 会員名簿作成にあたってのお願い |
- 参考資料. 「日本学術会議法の一部を改正する法律案」新旧対照表

1. 宇電懇総会開催のお知らせ

日本天文学会1984年春季年会の折に、下記のように総会を開催しますので会員の方は出席願います。

記

- ①日時： 5月25日(金) 午前の講演終了時より約30分間
- ②場所： 調布市福社会館小ホール(会場(A))
- ③議題：
 - ・次期運営委員選挙結果の承認
 - ・第Ⅶ期(昭和57・58年度)活動報告および会計報告
 - ・次期事務局の選出 ・本年度の活動(シンボなど) ・その他

なお、前日、懇親会終了時に下相談を行いますので関係者はお集まり下さい。

2. 宇電懇運営委員会委員の選挙について

第Ⅶ期運営委員の任期が切れますので、第Ⅷ期の運営委員10名（うち運営委員長1名）の選挙を下記により行います。任期は昭和59・60年度の2年間です。

記

①選挙権および被選挙権者： 宇電懇会員

②選挙方法： 5名連記（うち1名は委員長）の無記名投票。委員長は投票用紙の指定の欄に記入のこと。

③投票用紙および投票方法： このニュースに同封してある投票用紙に記入のうえ、添付の二重封筒の内封筒にいれ、外封筒裏面には投票者の氏名を明記して、下記事務局まで郵送下さい。

㊦384-13 長野県南佐久郡南牧村野辺山

東京天文台野辺山太陽電波観測所 内

宇宙電波懇談会 事務局

④投票締切： 5月15日（郵便必着）

⑤開票： 5月16日 現運営委員の立会いのもと事務局にて行います。

3. 宇電懇運営委員会（12月9日）報告

野辺山宇宙電波観測所にて開かれた宇電懇シンポジウム「電波観測の現状と今後の展望」（12月8・9日）の機会を利用して、運営委員会が持たれました。議事は以下のとおり。

(1)太陽電波研究者グループが提唱している「大型太陽電波写真儀」計画について、宇電懇としてどう関わっていくか、が討論された。その結果、本計画の実現のため、宇電懇として積極的にバック・アップしていくことが確認された。具体的な方法については、太陽電波研究者グループの甲斐・鰐目両氏に検討してもら

い、必要なら、天文研連やURSIのJ分科に働きかけることも考慮することとなった。

(2)宇宙電波観測所の共同利用委員会委員の任期切れに伴う委員（東京天文台外委員分）の推薦について。前回と同様に、宇電懇運営委員会委員を有権者とする無記名・連記の選挙をおこない、台外委員6名の推薦者を決定することとなった。なお、どのような人選が適当かについて、自由な討論がもたれた。

(3)日本学術会議法の改正案の国会での可決・成立に伴い、学術会議会員の選出方法が変わる。法律上は、宇電懇も会員選出に対して発言権を有する団体となりうるので、いかに対処していくかが討論された。当面、天文分野のなかの他団体（例えば光天連）の動きを見つつ、また積極的に他団体と連絡をとりつつ、討論を継続していくこととなった。

なお、改正の要点の宇電懇会員への周知・徹底を図ることとなった。

(4)その他、事務局より、井口基金の応募者がなかったこと、会費徴集の状況などが報告された。また、運営委員会の開催をもうすこし頻繁にしよう、という提案があった。

(文責 小杉)

4. 宇宙電波観測所共同利用委員会台外委員の推薦およびその結果について

上記の運営委員会の決定(2)に基づき、NRO共同利用委員会の台外委員6名の推薦者決定のための選挙が12月に行われた。その結果は次の通りである。

有効投票数： 10票（運営委員全員）

- | | |
|----------|----|
| 1. 藤本 光昭 | 9票 |
| 2. 小田 稔 | 8票 |
| 2. 小暮 智一 | 8票 |
| 4. 鱈目 信三 | 7票 |

5. 田中 春夫 6票

5. 田原 博人 6票

次. 土佐 誠 4票 (以下 略)

この結果に基づき、上位6氏を東京天文台に推薦した。

なお、東京天文台が決定した共同利用委員（任期2年）は下記の通りである。

台外より 藤本 光昭・小田 稔・小暮 智一・鰐目 信三・田中 春夫・
田原 博人 (以上 6氏)

台内より 赤羽 賢司・守山 史生・内田 豊・森本 雅樹・甲斐 敬造・
小平 桂一・海部 宣男 (以上 7氏、50音順)

5. 会員名簿作成にあたってのお願い

宇電懇の1984年版会員名簿を作成します。つきましては、本号ニュースに各機関ごと（会員が一人の場合は直接本人宛）の名簿を同封しますので、会員の移動・名簿からの抜け・もしくは名前の間違い等がありましたら、至急、事務局まで御一報下さい。名簿は5月末をめどに作成する予定です。

付. 日本学術会議法の改正について

同法律が昨年12月に国会にて可決・成立に至ったことは、宇電懇会員の周知のこととは思いますが、学術会議会員の選出方法の変更は宇電懇のような任意学術団体の性格づけにも影響するものです。つきましては、同法律の新旧対照表を参考資料として掲載しますので、宇電懇会員の皆様の御検討をお願いします。

付 「日本学術会議法の一部を改正する法律案」新旧対照表

1. 日本学術会議法関係

改 正 案	現 行
第7条 日本学術会議は、210人の日本学術 会議会員（以下「 <u>会員</u> 」という。）をもって、 これを組織する。	第7条 日本学術会議は、 <u>選挙された210人</u> の日本学術会議会員（以下 <u>会員</u> という。）を もって、これを組織する。
2. <u>会員は、第22条の規定による推薦に基づ いて、内閣総理大臣がこれを任命する。</u>	2. <u>会員の任期は、3年とする。但し、再選を 妨げない。</u>
3. <u>会員の任期は、3年とする。ただし、補欠 の会員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>	3. <u>会員には、別に定める手当を支給する。</u>
4. <u>会員は、再任されることができる。</u>	4. <u>会員は、国会議員を兼ねることを妨げない。</u>
5. <u>会員は、通じて9年を超えて在任すること ができない。ただし、任期の途中において9 年に達したときは、その任期の終了するまで の間在任することができる。</u>	
6. <u>会員には、別に定める手当を支給する。</u>	
7. <u>会員は、国会議員を兼ねることを妨げない。</u>	
第11条 会員は、前条に掲げる部のいずれか に分属するものとし、各部の定員は、 <u>政令で これを定める。</u>	第11条 会員は、前条に掲げる部のいずれか に分属するものとし、各部の定員は、 <u>それぞ れ30人とする。</u>
2. <u>各部の定員は、政令で定める専門別にこれ を分けるものとし、その専門別の定員は、政 令で定める基準に従い、第28条の規定によ る規則（以下この章及び次章において単に 「規則」という。）でこれを定める。</u>	2. <u>各部の定員は、別表の定めるところにより、 これを全国区定員と地方区定員とに、全国区 定員は、これを専門別定員と専門にかかわら ない定員とに分ける。</u>
第14条 日本学術会議に、その運営に関する 事項を審議させるため、運営審議会を置く。	第14条 日本学術会議に、その運営に関する 事項を審議させるため、運営審議会を置く。
2. <u>運営審議会は、会長、副会長、部長及び副 部長並びに規則で定める会員をもって、これ を組織する。</u>	2. <u>運営審議会は、会長、副会長、部長、副部 長及び幹事をもって、これを組織する。</u>
第15条 <u>日本学術会議に、規則で定めるとこ ろにより、科学に関する研究の領域及び重要</u>	第15条 <u>日本学術会議に、常置又は臨時の委 員会を置くことができる。</u>

改 正 案	現 行
な課題ごとに、第3条第2号の職務の遂行に資するために必要な事項を調査審議させるため、研究連絡委員会を置く。 2. <u>研究連絡委員会は、規則で定めるところにより、会長が指名する当該研究連絡委員会の所掌事務に関連する分野を専門とする会員のほか、当該研究連絡委員会に関し第22条の規定による推薦に当たった者その他の当該研究連絡委員会の所掌事務に関し専門的知識を有する者のうちから会長が委嘱した者をもって、これを組織する。</u> 3. <u>第7条第3項及び第4項の規定は、研究連絡委員会の委員について、これを準用する。</u> <u>第15条の2 日本学術会議に、規則で定めるところにより、前条の研究連絡委員会のほか、常置又は臨時の委員会を置くことができる。</u> <u>第15条の3 前2条の委員会の委員（会員である委員を除く。）には、手当を支給することができる。</u> 第4章 会員の推薦 第17条 <u>会員となることができる者は、その専門とする科学又は技術の分野において5年以上の研究歴を有し、当該分野における優れた研究又は業績がある科学者でなければならない。</u>	2. <u>前項の委員会の委員には、手当を支給することができる。</u> 第4章 会員の選挙 第17条 <u>科学者であって、左の資格の一を有する者は、会員の選挙権及び被選挙権を有する。</u> 一 <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学卒業後2年以上の者</u> 二 <u>学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校、旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による教員養成諸学校又はこれらの学校と同等以上の</u>

改 正 案	現 行
第18条 <u>科学者により構成され、学術研究の向上発達を図ることを目的とする団体は、次に掲げる要件を備えるときは、規則で定めるところにより、日本学術会議に登録を申請することができる。</u> 一 <u>名称、目的、事務所、構成員の資格及び代表者について定めがあること。</u> 二 <u>学術研究の向上発達を図るための活動が引き続き3年以上で規則で定める期間を超えて行われていること。</u> 三 <u>規則で定める数以上の科学者が構成員であること。</u> 四 <u>その他活動状況又は構成に関する事項で規則で定めるもの</u> 2. <u>前項の規定により登録を申請する場合には、同項の団体は、その目的とする学術研究の領域と関連する研究の領域の研究連絡委員会（規則で定めるものに限る。以下同じ。）を届け出なければならない。</u>	<u>学校、養成所等を卒業後4年以上の者</u> 三 <u>その他研究歴5年以上の者</u> 2. <u>前項の科学者は、科学又は技術の研究者であって、研究論文又は業績報告により、研究者であることが第20条に規定する選挙管理会により認定される者でなければならない。</u> 3. <u>前項の業績報告は、文書又は口頭によりこれを行うものとし、その内容は、業績を客観的に判定できるものでなければならない。</u> 第17条の2 <u>会員の選挙権及び被選挙権を有する者は、日本学術会議の定める選挙規則の規定に違反する行為をした場合においては、同規則の定めるところにより、選挙権及び被選挙権を停止され、その者が当選人であるときは、その当選を無効とされる。</u> 第18条 <u>会員の選挙権及び被選挙権を有する者は、事務局に備えた各部ごとの名簿に登録しなければ、選挙権を行使し、又は選挙されることができない。</u>

改 正 案	現 行
3. <u>日本学術会議は、登録を申請した第一項の団体が同項各号に掲げる要件を満たすものであるときは、その名称、目的、前項の規定による届出に係る研究連絡委員会（以下「関連研究連絡委員会」という。）その他規則で定める事項を登録するものとする。</u> 4. <u>日本学術会議は、前項の規定による登録を受けた第一項の団体（以下「登録学術研究団体」という。）が同項に規定する要件を欠くに至ったときは、その登録を抹消するものとする。</u>	
<u>第19条 登録学術研究団体は、政令で定めるところにより、その構成員である科学者のうちから会員の候補者を選定し、日本学術会議に届け出ることができる。</u>	<u>第19条 会員の選挙は、全国区と地方区とに分け、各部ごとに、同時に、これを行う。</u>
2. <u>前項の規定による会員の候補者の届出は、書面により、研究論文、業績報告その他当該候補者が会員となる資格を有する者であることを証明する資料を添付して、これをしなければならない。</u>	
<u>第20条 登録学術研究団体は、政令で定めるところにより、その構成員である科学者のうちから会員の推薦に当たる者（以下「推薦人」という。）を指名し、日本学術会議に届け出ることができる。</u>	
<u>第21条 登録学術研究団体に関連研究連絡委員会が複数あるときは、第2条の規定による会員の候補者の選定及び推薦人の指名は、それぞれ、関連研究連絡委員会（政令で定めるところにより、当該登録学術研究団体につき、その選定及び指名の別に会長が指定するものに限る。）ごとに、これを行わなければならない。</u>	
<u>第22条 推薦人として指名された者は、政令</u>	

改 正 案	現 行
で定めるところにより、その指名をした登録 <u>学術研究団体の関連研究連絡委員会（当該登 録学術研究団体に関連研究連絡委員会が複数 ある場合にあっては、その者に係る関連研究 連絡委員会に限る。）である研究連絡委員会 （当該研究連絡委員会とその研究の領域が密 接に関連するものとして規則で定める他の研 究連絡委員会があるときは、これを含む。）</u> <u>を関連研究連絡委員会とする登録学術研究団 体から指名された推薦人（当該登録学術研究 団体に関連研究連絡委員会が複数ある場合に あっては、当該研究連絡委員会をその者に係 る関連研究連絡委員会として指名された推薦 人に限る。）と共同して、これらの登録学術 研究団体が選定した会員の候補者（当該登録 学術研究団体に関連研究連絡委員会が複数あ る場合にあっては、当該研究連絡委員会をそ の者に係る関連研究連絡委員会として選定さ れた会員の候補者に限る。）で会員推薦管理 会が会員となる資格を有する者であると認定 したものの中から、会員として推薦すべき 者及び補欠の会員として推薦すべき者を決定 し、日本学術会議を経由して、これを内閣総 理大臣に推薦する。</u> <u>第22条の2 日本学術会議に、会員推薦管理 会を置き、会員の候補者の資格の認定その他 この章に定める事務を行わせる。</u> <u>2. 会員推薦管理会は、政令で定める数の委員 をもってこれを組織し、その委員は、政令で 定めるところにより、会長がこれを委嘱する。</u> <u>3. 会員推薦管理会の委員には、手当を支給す ることができる。</u> <u>第22条の3 この章に定めるもののほか、会 員の推薦及び会員推薦管理会に関して必要な</u>	<u>第20条 日本学術会議に、選挙管理会を設け、 会員の選挙権及び被選挙権を有する者の資格 審査、選挙の実施、投票の効力の決定その他 選挙に関する事務を行わせる。</u> <u>第21条 この章に定めるものの外、会員の選 挙に関して必要な事項は、日本学術会議の定</u>

改 正 案	現 行
事項は、規則でこれを定める。	める選挙規則で、これを定める。
第5章 会 議	第5章 会 議
第23条 (略)	第22条 日本学術会議の会議は、総会、部会及び連合部会とする。
	2. 総会は、日本学術会議の最高議決機関とし、年2回会長がこれを招集する。但し、必要があるときは、臨時にこれを招集することができる。
	3. 部会は、各部に関する事項を審議し、部長がこれを招集する。
	4. 連合部会は、二以上の部門に関連する事項を審議し、関係する部の部長が、共同してこれを招集する。
第24条 (略)	第23条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、これを開くことができない。
	2. 総会の議決は、出席会員の多数決による。
	3. 部会及び連合部会の会議については、前二項の規定を準用する。
第6章 雑 則	第7章 雑 則
第25条 内閣総理大臣は、会員から病気その他やむを得ない事由による辞職の申出があったときは、日本学術会議の同意を得て、その辞職を承認することができる。	第25条 会員は、病気その他やむを得ない事由があるときは、総会の議決によって退職することができる。
第26条 内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、総会における出席会員の3分の2以上の議決による日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる。	第26条 会員に、会員として不適当な行為があるときは、総会における出席会員3分の2以上の議決によって退職させることができる。
第27条 削除	第27条 会員に欠員を生じたときは、全国区、地方区ともに、あらかじめ選挙管理会の指定

改 正 案	現 行
第28条 会長は、総会の議決を経て、この法律に定める事項その他日本学術会議の運営に関する事項につき、規則を定めることができる。	する次点者をもって補充する。 2. 前項による補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。 第28条 会長は、総会の議決を経て、日本学術会議の運営に関し、必要な運営規則を定めることができる。

別表

部 別	全 国 区 定 員		地方区 定 員	合 計
	専門別定員	専門にか かわらな い定員		
第1部	文 学3	11	7	30
	哲 学3			
	教育学・ 心理学・3 社会学			
	史 学3			
第2部	法学一般2	13	7	30
	公 法 学2			
	民事法 学2			
	刑事法 学2			
	政 治 学2			
第3部	経 済 学5	13	7	30
	商 学・ 経 営 学5			
第4部	数 学1	12	7	30
	天 文 学1			
	物 理 学1			
	地球物理学1			
	化 学1			
	動 物 学1			
	植 物 学1			
	地 質 学1			

改 正 案		現 行		
	鉱 物 学1			
	地 理 学1			
	人 類 学1			
	第5部	応用物理学1		
		機械工学1		
		電気工学1		
		造船学1		
		土木工学1	14	7 30
		建築学1		
		鉱山学1		
		金属工学1		
		応用化学1		
	第6部	農 学1		
		農芸化学1		
		林 学1		
		水 産 学1		
		農業経済学1	15	7 30
		農業工学1		
		畜 産 学1		
		蚕 糸 学1		
	第7部	基礎医学4		
		臨床医学4		
		公衆衛生学2	8	7 30
		歯 学2		
		薬 学3		
	合 計	75	86	49 210

* この資料は「SPARC事務局報 No.40」より転写させていただきました。*

* ころよく転写の許可をくださったSPARC事務局に感謝します。*

* 宇電懇事務局 ㊟384-13 長野県南佐久郡南牧村野辺山 *

* 東京天文台 野辺山太陽電波観測所 内 *
